

# 認定新規就農者制度

## 認定新規就農者制度とは

- 新たに農業経営を始める農業者が、将来において効率かつ安定的な農業経営を営むことを目標に、農業経営の基礎の確立をめざして、**青年等就農計画**を作成。市町村が認定し、早期の経営安定に向け重点的に支援する制度です。
- 青年等**(18歳以上45歳未満の方、特定の知識・技能を有する65歳未満の方等)で、新たに農業を営もうとする方、農業経営を開始して5年以内の方が認定の対象となります。
- 認定期間は**5年間**(すでに農業経営を開始している場合は経営開始から5年間)です。  
※期間中に認定農業者となった場合は、効力を失います。

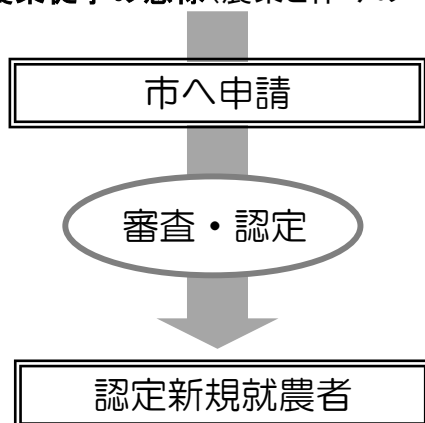
## 認定新規就農者になるには

### 青年等就農計画の作成

次の事項について、**5年後の目標**とその達成のための**取り組み内容**を記載します。

- ①**経営規模の確立**(経営規模を拡大しよう)
- ②**生産方式の確立**(機械・施設を整備しよう)
- ③**経営管理の確立**(経営管理をしっかりしよう)
- ④**農業従事の態様**(農業と休みのバランスをとろう)

農地がある市町村へ  
申請します。



### <基本的な認定の要件>

- 農業所得  
**年間250万円以上**  
(夫婦経営の場合は年間300万円以上)
- 労働時間  
**年間150日以上かつ1,200時間以上**

早期の経営安定を図り、  
将来、プロの農業者への  
ステップアップをめざします!!

### <支援策>

- ・青年等就農資金(国から無利子融資)
- ・経営発展支援事業
- ・経営開始資金  
※要件あり
- ・経営所得安定対策 など

### <お問い合わせ>

福岡市 農林水産局 総務農林部  
イノシシ等地域営農対策 担い手育成担当  
TEL (092) 711-4852 (農業振興課内)